

令和4年度滋賀県新型コロナウイルス感染症指定医療機関等
病床利用促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関において、新型コロナウイルス感染症に対応する看護師など医療従事者等の負担軽減を図るとともに入院医療提供体制の確保を目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日厚生労働省発医政 0401 第 10 号、厚生労働省発健 0401 第3号、厚生労働省発薬生 0401 第 28 号)、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和4年4月1日医政発 0401 第 23 号、健発 0401 第3号、薬生発 0401 第 23 号)および滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関において、看護師等の医療従事者が患者退院後の入院病室等を清掃している現状に対して、清掃を外部に委託するためなどに要する掛かり増し経費について補助することにより、入院病床の運用を支援するとともに、看護師等の医療従事者の負担軽減を図り、適切な入院医療提供体制を確保することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、県からの要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている医療機関が、陽性患者が退院した後の病室等を外部の民間事業者等に消毒および清掃を委託して実施する事業を対象とする。なお、消毒の方法に関しては「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成 30 年 12 月 27 日健感発 1 227 第 1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じるものとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 対象経費	2. 基準額	3. 補助率
新型コロナウイルス感染症患者の退院後の病室等にかかる清掃を外部に委託するために要する掛かり増し経費（委託料、役務費）	1床あたり26,000円	10/10

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- （5） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- （6） この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（変更申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（実績報告等）

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第5号による交付請求書(概算払)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条第4号の規定に基づく報告、第7条の規定に基づく変更申請、第8条の規定に基づく実績報告または前条の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第12条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(付則)

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日以降の事業に適用する。